
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 191 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 191 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 1 日開催）において、ローン・コミットメントに対する減損に関する定めの適用及び金融保証契約の保有者側の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ローン・コミットメントに対する減損に関する定めの適用に関する意見）

2. ローン・コミットメントに対して、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損に関する定めを適用するという事務局案に賛成する。
3. 銀行では、現行実務においてもローン・コミットメントの引当金は貸付金と同様の考え方で計算しているため、貸付金と同じ減損モデルを適用するという事務局案に賛成する。一方、ローン・コミットメントは、引当金の計上対象となる商品範囲、引出率の見積り、コミットメント設定日や満期を引出済の貸付金と紐づけた形で管理していない場合における追加的な紐付け、予想信用損失の見積期間の判定などについて検討及び実務対応が必要であり、貸付金より実務負担が高い点は考慮する必要がある。
4. IFRS と日本基準では負債と資本の分類にも相違があるため、例えば組合等のファンドへの出資金についても、キャピタルコール契約を締結している場合、IFRS では、IAS 第 32 号「金融商品：表示」が定める負債性金融商品としてローン・コミットメントに該当することも考えられる。そのため、国内基準において減損に関する定めを適用するローン・コミットメントの適用範囲を明確化する必要がある。
5. ローン・コミットメントは、全額が引き出される場合と全く引き出されない場合が両極端に存在するため、これを考慮しないと実態との乖離が生じる可能性がある。この点も含め、未使用枠の引出率の見積りには実務上の負荷が生じると考える。
6. ローン・コミットメントの引出率について、自己資本比率規制上の数値、自行推計値又は引出実績率のいずれかを使用することが考えられるが、いずれが適切かは各金融機関に

より異なり得るため、金融機関ごとに現存するデータや信用リスク管理の枠組みを踏まえて適切に見積ることが重要だと考える。

7. ローン・コミットメントの引出率は、商品やプロダクトによって異なることが想定され、様々なパターンでの実務上の対処の仕方があると考えられることから、国内基準において詳細に決めすぎないことが重要と考える。
8. ローン・コミットメント契約には、一般的に財務状況が一定水準以上に悪化した場合に追加引出を制限する財務制限条項が定められているため、予想信用損失の測定においては当該条項により引出が制限される部分の枠は引当対象外となる旨を明確に示すことが必要である。
9. ローン・コミットメントの予想信用損失の処理方法としては、貸付金とは別個の引当金として処理する方法以外に、IFRS 第7号「金融商品：開示」においてローン・コミットメントが貸付金と区別できない場合には、貸倒引当金として処理する方法が定められている。国内基準への導入に際しては、各金融機関のポートフォリオに応じて両方の使用を認めるか、又は貸倒引当金に一本化するかを検討する必要がある。
10. 事務局作成の資料において、予想信用損失の割引率に関して、ローン・コミットメントから生じる金融資産を認識する際に適用する実効金利を用いるとの記載があるが、これは実効金利法による償却原価に関連する定めを取扱いと相互に関連した論点を検討する際に改めて検討するという理解でよいか確認したい。
11. 事務局作成の資料において、減損の要求事項を適用しないローン・コミットメントとして市場金利を下回る金利によるローン・コミットメントに係る記載が無いが、その会計処理が第190回金融商品専門委員会（2022年11月2日開催）で議論した「金融保証契約の発行者側の取扱い」と同様であり、金融保証契約の発行者の会計処理と合わせて検討するため記載を省略しているという理解でよいか確認したい。

(金融保証契約の保有者側の取扱いに関する意見)

12. 金融保証契約の保有者側の取扱いは、現行日本基準とIFRS第9号に基本的な相違はないため、IFRS第9号の定めをそのまま取り入れるという事務局案に異論はない。
13. 実務上は、一般的に保有する保証はPDではなくLGDの中で勘案することになると考えられるため、事務局案に同意する。

以 上